

納税証明書の交付申請票の記載方法

自動車税 滞納がない旨の証明用

◎ この交付申請票は、県税事務所・青森分室・八戸市駐在の窓口で、自動車税の”滞納がない旨”の納税証明書の交付を受けるときに、次の要領で記載して窓口に提出してください。その際、必ず、自動車検査証(車検証)を、窓口に提示してください。

- (1)自動車検査証(車検証)と照合し、誤りのないように記入してください。
 - (2)自動車登録番号を変更して間もないときは、変更前の旧登録番号も()書きで記入してください。
- 該当する事由をマルで囲んでください。その他の使用目的の場合には、()の中に具体的に記載してください。
- 交付申請人とは、納税証明書を必要とする次の方が該当します。
- (1)自動車税の納税義務者
 - (2)自動車検査証(車検証)の「使用者の氏名又は名称」欄に記載されている者

代理人の方が来所する場合に、ご本人(=交付申請人)が自署してください。ご本人が交付申請の手続を行う場合及び代理人の方が委任状を持参している場合には記載の必要はありません。

自動車税 納税証明書 (滞納がない旨の証明用) 交付申請票		決裁
自動車登録番号	青森500た0000	手数料額
車台番号	AE9876-54321	交付番号
証明書の使用目的	所有権保留解除 抹消登録・移転登録・変更登録・()	交付年月日
交付申請人 【納税義務者等】	住所 弘前市蔵主町4 氏名 弘前 花子	取扱者
委任に関する事項	次の者に納税証明書の交付申請及び受領を委任します。 令和8年 4月 1日 住所 弘前市蔵主町4 氏名 弘前 花子 電話番号 0172 (32) 1131	証 紙 ち よ う 付 欄
※交付申請人以外の方が交付申請の手続を行う場合	住所 青森市長島二丁目△-△ 氏名 青森 太郎	
県税事務所使用欄	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他()	

◎委任についてご本人に電話で確認させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
◎自動車検査証を提示してください。

交付申請の手続を行う者とは、窓口で、納税証明書の交付申請の手続を行い、納税証明書を受け取る方です。

(委任状の記載例)
交付申請票の「委任に関する事項」欄に記載した場合には提出の必要がありません。

委任状

青森県 中 青森県 県税事務所 様

住 所 青森市長島二丁目△-△

代理人 氏 名 青森 太郎

私は、上記の者を代理人と定め、

下記の自動車の自動車税の納税証明書 1 通の交付申請及び受領についての権限を委任します。

自動車登録番号	標記文字	分類番号	かな	一連番号
青森500た0000	弘前	500	た	0000

年 月 日

住 所 弘前市蔵主町4

委任者 氏名 弘前 花子

電話番号 0172 (32) 1131

◆ 納税証明書は、納税者の皆様の大切な情報を証明するものですから、窓口においていただいた方の確認等を厳格に行わせていただきますので、ご協力をお願いします。本人確認書類については、別紙を参照。

- 【ご注意ください。】
- 1 納税して間もないときは、領収証書を持参してください。
 - 2 証明手数料として、400円分の青森県収入証紙を持参し、貼らないで、窓口に提出してください。
 - 3 自動車税に未納額がある場合には、”滞納がない旨”の納税証明書は交付できません。